

監査実施責任者及び監査員の設置等に関する内規

(平成二十八年九月三十日国立国会図書館内規第五号)

(設置)

第一条 国立国会図書館における会計の監査（以下「会計監査」という。）の体制を強化するため、国立国会図書館に、監査実施責任者一人及び監査員若干人を置く。

2 監査実施責任者及び監査員は、職員のうちから館長が命ずる。

(任務)

第二条 監査実施責任者は、会計監査の実施に関する事務を統括する。

2 監査員は、会計監査の実施に関する事務を行う。

(会計監査に関し必要な事項)

第三条 この内規に定めるもののほか、会計監査に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この内規は、平成二十八年十一月一日から施行する。